(二)　不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密の不正開示が介在したことを知って当該営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者を、罰則の対象とすることとした。（第二一条第一項第八号関係）

(三)　不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密を違法に使用して生産された物を譲渡等した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることを知らないで譲り受け、当該物を譲渡等した者を除く。）を、罰則の対象とすることとした。（第二一条第一項第九号関係）

(四)　営業秘密侵害に係る罰則のうち、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限を三、〇〇〇万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても一〇億円に引き上げることとした。（第二一条第三項及び第二二条第一項第一号関係）

(五)　営業秘密侵害について、その未遂行為を罰則の対象とすることとした。（第二一条第四項関係）

(六)　営業秘密侵害に係る罪を、非親告罪とすることとした。（第二一条第五項関係）

(七)　日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について、これを日本国外において不正に取得する行為等を、罰則の対象とすることとした。（第二一条第六項関係）

(八)　営業秘密侵害により生じた財産等を没収することができるものとすること及びこれに関する所要の手続を整備することとした。（第二一条第一〇項～第一二項及び第七章～第九章関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律（法律第五五号）

（経済産業省）

一　特許法の一部改正関係

1　職務発明制度の見直し（第三五条関係）

(一)　従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいて、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属することとした。

(二)　従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有することとした。

(三)　経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する事項について指針を定めることとした。

2　特許法条約の実施のための規定の整備

(一)　外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかったときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができることとした。（第三六条の二関係）

(二)　特許出願が、特許出願の日を認定することができない場合に該当するときの補完手続等に関する規定を整備することとした。（第三八条の二～第三八条の四関係）

(三)　その他特許法条約の実施のための所要の規定の整備を行うこととした。

3　特許料の改定

特許料を引き下げることとした。（第一〇七条関係）

二　実用新案法の一部改正関係

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三　意匠法の一部改正関係

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四　商標法の一部改正関係

1　商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

(一)　出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかったときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出できることとした。（第九条関係）

(二)　その他商標法に関するシンガポール条約の実施のための所要の規定の整備を行うこととした。

2　商標登録料等の改定

商標の登録料及び更新登録料等を引き下げることとした。（第四〇条、第四一条の二、第六五条の七及び第六八条の三〇関係）

五　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正関係

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定めることとした。（第八条、第一二条及び第一八条関係）

六　経済産業省設置法の一部改正関係

職務発明制度の見直しに係る特許法の改正に伴う規定の整備を行うこととした。（第七条関係）

七　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第五条、第九条関係）

2　この法律の施行状況に関する検討について必要な規定を設けることとした。（附則第六条関係）

3　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条、第八条及び第一〇条関係）

八　この法律は、公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二七一号）（経済産業省）

1　調査統計審議官一人を廃止し、大臣官房に原子力事故災害対処審議官一人を置くこととした。（第一二条関係）

2　資源エネルギー庁電力・ガス事業部を再編し、放射性廃棄物対策課を置くとともに、政策課、原子力政策課及び原子力立地・核燃料サイクル産業課の所掌事務を変更することとした。（第一二四条及び第一二五条並びに第一二八条～第一三〇条関係）

3　この政令は、平成二七年七月一五日から施行することとした。